

金沢市立病院移転整備工事基本設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領

I 趣旨

令和6年度に策定した「金沢市立病院再整備基本計画書」に基づき、金沢市立病院を移転整備する。この金沢市立病院移転整備工事の基本設計業務を行う最適な候補者を、このプロポーザルによって選定することを目的とする。

II 一般事項

1. 名称

金沢市立病院移転整備工事基本設計業務に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

2. 方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

3. 主催者及び事務局

(1) 主催者 金沢市立病院

(2) 事務局 金沢市立病院 事務局 市立病院建設準備室

郵便番号 921-8105

住 所 金沢市平和町3丁目7番3号

電話番号 076-245-2600

F A X 076-245-2690

E-mail byouin@city.kanazawa.lg.jp

4. 実施要領等の交付の期間、場所及び方法

(1) 期間 令和7年9月22日（月）から同年10月14日（火）まで

(2) 方法 下記のいずれかの方法による。

① 書面による交付

II 3.(2)にて書面により交付する。ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

② 電磁的方法による交付

金沢市立病院ホームページからダウンロードする方法により交付する。

(ホームページアドレス)

<https://kanazawa-municipal-hosp.com/nyusatu/>

(3) 交付資料

① 金沢市立病院移転整備工事基本設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領

② 提出書類様式

③ 金沢市立病院再整備基本計画書

④ その他関係資料

- ・ 移転整備地周辺図
- ・ 移転整備地周辺の航空写真

5. 日程

日程	内容
令和7年9月22日（月）	実施要領等の交付開始
9月29日（月）	参加表明書に関する質疑提出期限
10月6日（月）	参加表明書に関する質疑回答
10月14日（火）	実施要領等の交付終了、参加表明書の提出期限
	応募者の資格要件の確認 一次審査（配置技術者の実績等の書類審査）
10月17日（金）	一次審査結果の通知、技術提案書の提出要請
10月24日（金）	技術提案書に関する質疑提出期限
10月31日（金）	技術提案書に関する質疑回答
11月28日（金）	技術提案書の提出期限
12月18日（木）	二次審査（技術提案書のヒアリング）
12月下旬予定	特定結果通知、結果の公表

Ⅲ 応募資格

1. 応募者の資格要件

応募者は、次の条件の（２）から（８）までの要件を満たす単体企業、又は（１）の要件を満たし、かつ（２）から（８）までを満たす者を代表構成員とし、並びに（２）から（６）まで及び（９）の要件を満たす者をその他の構成員とする設計ＪＶ（以下「設計ＪＶ」という。）であること。

なお、協力事務所（応募者と同一組織ではなく、専門分野における技術の提供等を行う事務所をいう。）を加えることは可とするが、本プロポーザルに参加する単体企業又は設計ＪＶの構成員を兼ねることはできない。

（１） 設計ＪＶとする場合の要件は以下のとおりとする。

- ① 構成員数は２者又は３者とする。
- ② 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計事務所、設計ＪＶの構成員又は協力事務所を兼ねていないこと。
- ③ 各構成員の出資比率は、２者の場合は30%以上とし、３者の場合は20%以上とする。
- ④ 代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。

（２） 金沢市の令和7年度役務等の入札参加資格において「建築関係コンサルタント」の有資格者であること。

なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出時までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、

二次審査終了までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

※入札参加資格申請については、下記アドレスを参照。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kanrika/gyomuannai/1/5/26131.html>

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 役員（役員として登記され、又は届け出されていないが、事実上経営に参画しているものを含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (5) 本プロポーザルの参加表明書提出日から二次審査終了までの間、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。なお、指名停止となった場合は、その時点で失格とする。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (7) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を管理技術者又は総合担当主任技術者として専任（他の手持ち業務をもたないことをいう。）で配置すること。
- (8) 平成22年4月以降に工事着手又は竣工した、病床150床以上の病院の新築又は増改築に係る基本設計又は実施設計の業務実績を有すること。（増改築には大規模修繕を除く。）
- (9) 平成22年4月以降に工事着手又は竣工した、国又は地方公共団体が発注した公共建築物の新築又は増改築に係る基本設計又は実施設計の業務実績を有すること。（増改築には大規模修繕を除く。）

2. 応募資格の制限

次に該当する者は、Ⅲ 1. の有資格者であっても、本プロポーザルに応募してはならない。また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

- (1) 金沢市立病院移転整備工事設計者選定委員会委員
- (2) (1)が自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

3. その他

- (1) 業務の実施体制として、管理技術者のほか、「総合、構造、電気設備、機械設備」の業務分野における主任技術者をそれぞれ1名配置すること。
- (2) 管理技術者は、各主任技術者を兼任してはならない。
- (3) 主任技術者は、他の各主任技術者を兼任してはならない。
- (4) 「管理技術者」とは、業務の管理及び統轄を行う者をいう。

- (5) 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。
- (6) 分担業務分野の分類は下表による。

分担業務分野	業務内容
総合	令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上の「設計の種類」における「構造」
電気設備	同上の「設計の種類」における「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備	同上の「設計の種類」における「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

IV 当選者の業務概要

1. 当選者の業務

- (1) 業務名 金沢市立病院移転整備工事基本設計業務委託
(以下「本業務委託」という。)
- (2) 業務内容 金沢市立病院移転整備工事に係る建築・設備を含む基本設計
- (3) 履行期限 本業務委託契約締結日から令和9年3月下旬まで

2. 設計業務委託費

本業務委託に対する基本設計業務委託費は、令和6年国土交通省告示第8号に準拠した金沢市の積算基準による。

3. 工事に係る受注資格の喪失

本業務委託を受注した者は、本業務委託に係る全ての工事について受注することはできない。

4. その他

- (1) 金沢市立病院移転整備工事に係る建築・設備の実施設計業務について、別途、金沢市立病院と当選者との随意契約により締結する予定がある。
- (2) 金沢市立病院移転整備工事に係る建築・設備の工事監理業務について、別途、金沢市立病院と当選者との随意契約により締結する予定がある。

V 提案条件、提出書類等

1. 提案条件

提案にあたっては、以下の条件により行うものとする。

(1) 敷地

位 置	金沢市平和町2丁目164番（現：平和町公園）
敷地面積	約9,240㎡
用途地域	第一種中高層住居専用地域
指定容積率	200%
指定建蔽率	60%
高度地区	15m高度地区
防火地域	準防火地域
多雪区域	1.5m以上
景観計画区域	その他の区域

※容積率、高度地区については、以下の内容を検討しており、それらを想定した提案とする。

容 積 率	都市計画法第8条第1項第4号の2に規定する「特定用途誘導地区」の決定
高 度 地 区	別紙「金沢都市計画高度地区」のただし書き第3項第2号に基づく許可による特例の適用

※敷地については、周辺用地の取得による用地の拡張を検討しているが、本プロポーザル実施時点では考慮しない。

(2) 建築物の概要

- ① 施設用途：病院（令和6年国土交通省告示第8号別添二第十号第2類）
- ② 構 造：免震構造とし、構造耐力上主要な部分の構造は基本設計にて検討
- ③ 施設規模：病床306床

延べ面積 約33,700㎡

うち、病院施設：約27,700㎡

地下駐車場：約 6,000㎡

- (3) 事業予定 令和7、8年度 基本設計
- 令和9年度 実施設計

- (4) 建設工事費 約280億円 ～ 370億円（建築・設備）

※諸経費、消費税額及び地方消費税額を含む。

※設計費、監理費、現病院に係る工事費一式、用地取得費を除く。

2. 提出書類の内容及び提出方法等

(1) 参加表明書

本プロポーザルに応募する者は、以下に基づき作成した参加表明書を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものとし、郵便事故等についての異議申し立て等は受付しない。以下同じ。）により提出すること。なお、電送は認めない。

① 内容

ア 参加表明書は、以下の様式に基づきそれぞれ作成する。

様式1-1 参加表明書

様式1-2 設計共同体協定書（設計JVの場合に限る）

様式2-1 入札参加資格確認書（単体企業又は設計JV代表構成員）

様式2-2 入札参加資格確認書（設計JVその他の構成員）

様式3-1 主要業務実績調書（単体企業又は設計JV代表構成員）

様式3-2 主要業務実績調書（設計JVその他の構成員）

様式4-1 事務所の主要業務実績（単体企業又は設計JV代表構成員）

様式4-2 事務所の主要業務実績（設計JVその他の構成員）

様式5 協力事務所調書（協力事務所がある場合に限る）

様式6 配置予定技術者調書

様式7 管理技術者の主要業務実績

様式8 主任技術者の主要業務実績

イ 各様式の使用紙の大きさはA4判とし、左端クリップにて仮とじとすること。

ウ 各様式にある提出者番号の欄は何も記載しないこと。

エ 各様式に記載する業務実績については、完成年月や施設規模、携わった立場等の内容が確認できる資料を添付すること。（例：契約書、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)業務カルテ、設計図書の抜粋、発注者への届出書類等の写し）

オ 様式3-1及び3-2に記載する一級建築士保有者数については、所属する技術者数を証明する書類として、建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書等の写しを添付すること。

カ 様式3-1に記載する業務実績には、様式2-1 7の業務実績に記載した建築物を含め、Ⅲ 1.(8)に定める建築物を1件以上記載すること。

キ 様式3-2に記載する業務実績には、様式2-2 6の業務実績に記載した建築物を含め、Ⅲ 1.(8)又は(9)に定める建築物を1件以上記載すること。

ク 様式4-1は、様式3-1の一次審査評価対象に○を記入した建築物ごとに作成すること。

ケ 様式4-2は、様式2-2 6の業務実績に記載した建築物及び様式3-2の一次審査評価対象に○を記入した建築物ごとに作成すること。

コ 様式6に記載する配置技術者の年齢は、参加表明書提出日時点とする。

サ 様式6に記載する配置技術者の経験年数とは、以下の実務に従事した期間を指す。

(ア) 建築物の設計（建築士法第21条に規定する設計）に関する業務

(イ) 建築物の工事監理に関する業務

(ウ) 建築工事の指導監督に関する業務

シ 様式6に記載する設計業務実績には、Ⅲ 1.(8)又は(9)に定める建築物の設計業務を記載すること。

ス 様式7及び様式8は、様式6の一次審査評価対象に○を記入した建築物ごとに作成すること。なお、各配置技術者で同一案件の設計業務実績を記載した場合は、技術者氏名の欄に該当する技術者全員分の氏名を記載すること。

② 提出部数 各1部

③ 提出先 Ⅱ 3.(2)に同じ

④ 提出期間 令和7年9月22日(月)から同年10月14日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)のそれぞれ午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、同年10月14日(火)午後5時必着とする。

⑤ 提出後、記載された内容の変更は認めない。

(2) 技術提案書

Ⅵ 1.(1)により技術提案書の提出要請を受けた者は、以下に基づき作成した技術提案書を持参又は郵送により提出すること。なお、電送は認めない。

① 内容

ア 技術提案書は、以下の様式に基づきそれぞれ作成し、指定様式以外の別紙を添付してはならない。なお、様式11は5枚以内に記載すること。

様式9 技術提案書

様式10 業務の実施方針等

以下の項目について記載すること。

(1) 業務の実施方針

(2) 業務の取組体制、設計チームの特徴

(3) その他業務実施上の配慮事項

様式11 各テーマに対する技術提案

以下のテーマについて記載すること。

テーマ1 基本計画における重点事項について

- ・限られた敷地内における合理的な平面・階層計画の提案
- ・建物内外における人、物、車両等の効率的で利用しやすい動線計画の提案
- ・患者が安心・安全で快適に過ごすための病棟や待合空間等の提案
- ・職員にとって働きやすい施設の提案
- ・地域住民等にかかれた施設の提案
- ・長寿命化を見据えた建築・設備計画の提案
- ・災害時に対応できる施設の提案

テーマ2 金沢市のまちづくりと整合した特色ある病院づくりに
ついて

- ・都市景観との調和や周辺環境への配慮を踏まえた施設の提案
- ・「木の文化都市・金沢」の実現に向けた木材利用の提案
- ・「ゼロカーボンシティかなざわ」の実現に向けた環境負荷低減の提案

テーマ3 コスト縮減及び工程管理について

- ・建設コスト及びランニングコスト縮減の提案
- ・院内の意見集約方法等の設計工期を遵守するための手法

イ 用紙の大きさは、様式9はA4判、様式10及び11はA3判横とし、左端クリップにて仮とじとすること。

ウ 様式10及び11は左余白にとじしろ30mmを確保し、様式11は片面印刷とすること。なお、左余白以外の余白については、適宜変更を可とする。

エ 様式10及び11における文字サイズは、読みやすい大きさとし、原則10ポイント以上とすること。また、書体は読みやすいものとすること。

オ 各様式にある提出者番号の欄は何も記載しないこと。

カ 提案は原則、文章で記述すること。なお、文章を補完するための写真（模型写真や動画は除く）、イラスト、イメージ図は使用してもよい。（『技術提案における視覚的表現の取扱いについて』（平成30年4月2日付事務連絡、大臣官房官庁営繕部）による。）

② 提出部数

ア 様式9は1部、様式10及び11はクリップ留めしたものを各15部
（なお、様式10及び11はA4サイズにファイル折りしたものとする。）

イ 様式10及び11のPDFデータを保存したCDもしくはDVD-ROM1枚

③ 提出場所 II 3.（2）に同じ

④ 提出期間 令和7年10月17日（金）から同年11月28日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、同年11月28日（金）午後5時必着とする。

⑤ 厳正な匿名審査を行うため、様式10及び11の中で作成者が判別できる内容の記載（特定の者と判別できる記号やふちどりなども含む。）がある場合は、失格とする。

⑥ 提出後、記載された内容の変更は認めない。

（3） 質疑応答

① 質問は様式12に記載し、電子メールにて提出すること。なお、メールの送信

件名は「【質問書】金沢市立病院移転整備工事基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル」とし、送信後は受信確認のための電話連絡を行うこと。

② 提出先等は、Ⅱ 3.(2)による。

③ 提出期間は下記の日程による。

ア 参加表明書について

令和7年9月22日(月)から同年9月29日(月)午後5時まで

イ 技術提案書について

令和7年10月17日(金)から同年10月24日(金)午後5時まで

④ 回答は下記の日程で、Ⅱ 4.(2)②と同ページに掲載する。なお、質疑の件数や内容によっては、複数回に分けて回答する場合がある。

ア 参加表明書について

令和7年10月6日(月)午後5時まで

イ 技術提案書について

令和7年10月31日(金)午後5時まで

(4) その他

① 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

② 提案は、1者につき1件に限る。

③ 提出書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。

VI 選定及び特定方法、結果の通知等

1. 選定及び特定方法

金沢市立病院移転整備工事設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、評価基準に基づき審査を行い、最適設計者及び次点者を特定する。

選定委員会は、次の9名で構成する。（順不同）

氏 名	職名等
今村 知明	奈良県立医科大学教授
高村 雅之	金沢大学教授
竹村 裕樹	金城大学客員教授
中川 一成	金沢市町会連合会会長
水野 一郎	金沢工業大学名誉教授
高田 重男	金沢市病院事業管理者
坂本 和美	金沢市立病院看護部長
松矢 憲泰	金沢市立病院事務局長
石浦 裕治	金沢市土木局営繕課長

（1） 技術提案書の提出者の選定（一次審査）

参加表明書を提出した者について、別表1に定める評価基準に基づき書類審査を実施し、技術提案書の提出を要請する者として、一次審査評価点の上位4者程度を選定する。

なお、応募者が4者以内の場合は、一次審査評価点に関わらず、全ての者に技術提案書の提出を要請する。

（2） 最適設計者の特定（二次審査）

V 2.（2）の技術提案書について、別表2に定める評価基準に基づき書類審査及びヒアリングを実施し、二次審査評価点の合計得点が高い者から順に最適設計者及び次点者を特定する。

（3） その他

① 二次審査において、二次審査評価点の合計得点が同点となった場合の優先項目は、以下のとおりとする。

ア 評価項目「各テーマに対する技術提案」の合計得点が高い者

イ 評価項目「各テーマに対する技術提案」の「テーマ1：基本計画における重点事項について」の合計得点が高い者

ウ 評価項目「各テーマに対する技術提案」の「テーマ2：金沢市のまちづくりと整合した特色ある病院づくりについて」の合計得点が高い者

② 応募者が1者のみであった場合も二次審査を行う。その場合、二次審査評価点の合計得点率が6割以上の場合のみ、最適設計者として特定する。

2. ヒアリングの実施

ヒアリングの日時及び場所等の詳細については、技術提案書の提出要請者に別途通知する。なお、ヒアリングの際は、専任で配置予定の管理技術者又は総合担当主任技術者は出席すること。

3. 審査結果の通知

- (1) 一次審査の結果については、令和7年10月17日（金）頃に参加表明者に通知する。
- (2) 二次審査の結果については、令和7年12月下旬（予定）に当選者を公示するとともに、二次審査対象者に通知する。
- (3) 結果の公表の取り扱いについては別表3による。
- (4) 電話による結果等の問い合わせは、いかなる場合にも応じられない。

Ⅶ その他

1. 非選定及び非特定理由の説明

- (1) 選定されなかった者及び特定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- (2) 前号の通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができる。
なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

2. 失格

次の各号の一に該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 関係者に対する不正な行為を行ったと認められる場合
- (4) 選定委員への質疑、照会、連絡、相談、名刺配付を含む挨拶等の接触があった場合
- (5) その他この要領に違反するもの

3. その他

- (1) 提出書類は、応募者に無断で使用しないものとする。
- (2) 提出書類は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 提出書類に記載した管理技術者及び各担当主任技術者は、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由があると認められた場合を除き、変更することはできない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 特定した技術提案書について主催者が必要に応じて展示、出版等を行う場合、

作成者は、主催者に協力するものとする。

- (6) 個人情報等は、本プロポーザルのためにのみ使用し、本人承諾なしに第三者に提供しない。
- (7) 本プロポーザルは、設計に対する発想、対応・取組姿勢、優れたアイデアと業務能力を有する設計者を選定するものであり、実際の設計段階においては、提案されたアイデアを尊重するが、変更等を行うことがある。
- (8) 本プロポーザルを行うにあたり、現地説明会は行わない。
- (9) 最適設計者と本業務委託の契約に至らない場合は、次点者と契約交渉を行うものとする。